

職場のトラブルでお困りの労働者、事業者の皆様へ

労働相談・労働紛争解決制度のご案内



労働相談・紛争解決制度 長崎県関係機関連絡協議会

職場のトラブルでお困りの

労働者の方
事業者の方

紛争解決制度を
利用されたい方

まず、
相談されたい方

労働相談機関・団体

各機関・団体のスタッフが、職場のトラブルにかかる労働相談をお受けし、解決に向け適切なアドバイスを行います。

また、必要に応じて他の機関、団体を案内しています。

- 長崎労働局 雇用環境・均等室 p. 1
- 長崎県 労働相談情報センター p. 4
- 日本司法支援センター（法テラス長崎） p. 6
- 長崎県弁護士会 p. 8
- 長崎県社会保険労務士会 p. 11

案内
・
紹介

労働紛争解決機関・団体

裁判外紛争解決制度（ADR¹）・裁判制度によって、個別労働紛争²の解決を図る機関・団体です（紛争の内容によっては制度の対象とならない場合もあります）。

< ADRを利用する場合 >

- 長崎労働局雇用環境・均等室（紛争調整委員会） . . . p. 2
- 長崎県労働委員会 p. 5
- 社労士会労働紛争解決センター長崎 p. 11

< 裁判制度を利用する場合 >

- 地方裁判所
- 簡易裁判所

1 裁判外紛争解決制度（ADR）とは、「訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続」です（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第1条より）。

2 個別労働紛争（個別労働関係紛争）とは、「労働条件その他労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間の紛争（労働者の募集及び採用に関する事項についての個々の求職者と事業主との間の紛争を含む）」とされます（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第1条より）。

長崎労働局 雇用環境・均等室

問 い 合 わ せ 先	利用できる制度	制 度 の 概 要 な ど
長崎労働局 雇用環境・均等室 総合労働相談コーナー 均等法・育介法・パート法相談窓口 〒850-0033 長崎市万才町7 - 1 住友生命長崎ビル3階 長崎労働局雇用環境・均等室 ○総合労働相談コーナー TEL 095(801)0023 ○均等法・育介法・パート法相談窓口 TEL 095(801)0050 FAX 095(801)0051	情報提供・相談	<制度概要> <総合労働相談コーナー> 解雇、雇止め、労働条件引下げ等の労働条件のほか、募集・採用、いじめ・嫌がらせなど、労働問題に関係するあらゆる分野についての相談を受け付けています。(相談内容に応じて他部署、機関等をご紹介する場合があります。) <均等法・育介法・パート法相談窓口> 以下の内容についての相談を受け付けています。 ●雇用の分野における性別による差別的取扱い、妊娠・出産等を理由とする解雇その他の不利益取扱い、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント等男女雇用機会均等法に関すること ●育児・介護休業等仕事と家庭の両立支援制度の利用、これらの利用等を理由とする解雇その他の不利益取扱い、育児・介護休業等に関するハラスメント等育児・介護休業法に関すること ●パートタイム労働者の雇用管理の改善等パートタイム労働法に関すること
長崎総合労働相談コーナー 〒852-8542 長崎市岩川町16 - 16 長崎合同庁舎2階 長崎労働基準監督署内 TEL 095(846)6390 FAX 095(846)2480		<費用> 相談は無料(電話相談の電話代は相談者負担) <相談方法> 電話又は面談。予約は不要。
佐世保総合労働相談コーナー 〒857-0041 佐世保市木場田町2 - 19 佐世保合同庁舎 3階 佐世保労働基準監督署内 TEL 0956(65)2141 FAX 0956(65)2142		<相談日時> ●長崎労働局雇用環境・均等室 総合労働相談コーナー 均等法・育介法・パート法相談窓口 月曜～金曜 8:30～17:15 ●上記以外の総合労働相談コーナー 月曜～金曜 9:00～17:00 祝祭日、年末年始は受け付けていません。
江迎総合労働相談コーナー 〒859-6101 佐世保市江迎町長坂123 - 19 江迎労働基準監督署内 TEL 0956(24)4161 FAX 0956(24)4434		<その他> 詳細は長崎労働局雇用環境・均等室、各総合労働相談コーナーにお問い合わせ下さい
島原総合労働相談コーナー 〒855-0033 島原市新馬場町905 - 1 島原労働基準監督署内 TEL 0957(62)5145 FAX 0957(62)5146		

問 い 合 わ せ 先	利用できる制度	制 度 の 概 要 な ど
諫早総合労働相談コーナー 〒854-0081 諫早市栄田町47-37 諫早労働基準監督署内 TEL 0957(26)3310 FAX 0957(26)3356 対馬・壱岐総合労働相談コーナー 〒811-5133 壱岐市郷ノ浦町本村触620-4 壱岐地方合同庁舎 対馬労働基準監督署壱岐駐在事務所内 TEL 0920(47)0501 FAX 0920(48)0240	長崎労働局長による助言指導	<制度概要> 民事上の個別労働紛争について、長崎労働局長が紛争当事者に対し、その紛争の問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促す制度です。 <費用> 無 料 <受付日時> ●長崎労働局総合労働相談コーナー 月曜～金曜 8:30～17:15 ●上記以外の総合労働相談コーナー 月曜～金曜 9:00～17:00 祝祭日、年末年始は受け付けていません。
	均等法・育児法・パート法に基づく長崎労働局長による助言、指導、勧告	<制度概要> 労働者と事業主との間で、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に係る民事上の個別労働紛争について、長崎労働局長が、紛争当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ、法律の趣旨に沿って問題解決に必要な具体策について助言・指導・勧告することにより、解決を図る制度です。 <費用> 無 料 <受付日時> ●長崎労働局雇用環境・均等室 月曜～金曜 8:30～17:15 祝祭日、年末年始は受け付けていません。
	長崎紛争調整委員会によるあっせん	<制度概要> 労働者と事業主との間での民事上の個別労働紛争について、長崎労働局長から委任を受けた長崎紛争調整委員会（弁護士等の委員で構成）から選任されたあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施します。 なお、相手方が不参加の意思表示を行った場合、解決の見込みがない場合及び合意が図られない場合には、あっせん手続きは打ち切り、終了となります。 あっせんは長い時間と多くの費用を要する裁判に比べ、手続が迅速かつ簡便です。紛争当事者間であっせん案に合意した場合には、合意さ

問 い 合 わ せ 先	利用できる制度	制 度 の 概 要 な ど
		れた内容は、民事上の和解契約の効力を持ちます。 非公開のためプライバシーは保護され、あつせんを申請したことを理由に事業主が不利益な取り扱いをすることが禁止されています。 <費用> 無 料 <受付日時> ●長崎労働局総合労働相談コーナー 月曜～金曜 ８：３０～１７：１５ ●上記以外の総合労働相談コーナー 月曜～金曜 ９：００～１７：００ 祝祭日、年末年始は受け付けていません。
	均等法・育児法・パート法に基づく長崎紛争調整委員会による調停	<制度概要> 労働者と事業主との間で、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に係る民事上の個別労働紛争について、長崎労働局長から委任を受けた長崎紛争調整委員会（弁護士等の委員で構成）から選任された調停委員が紛争解決に向けて「調停」を実施します。長い時間と多くの費用を要する裁判に比べ、手続きが迅速かつ簡便です。紛争当事者間で調停案に合意が成立した場合、受諾された調停案は民事上の和解契約の効力を持ちます。 なお、相手方が不参加の意思表示を行った場合、解決の見込み及び合意が図られない場合は、調停手続きは打ち切りとなります。 非公開のためプライバシーは保護され、調停を申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることは禁止されています。 <費用> 無 料 <受付日時> 月曜～金曜 ８：３０～１７：１５ 祝祭日、年末年始は受け付けていません。

長 崎 県 労 働 相 談 情 報 セ ン タ ー

問 い 合 わ せ 先	利用できる制度	制 度 の 概 要 な ど
長崎労働相談情報センター 〒850-8570 長崎市江戸町2 - 13 長崎県雇用労働政策課内 フリーダイヤル 0120(783)258 TEL 095(821)1457 FAX 095(895)2582	労働相談情報センターにおける 労働相談 特別相談	<制度概要> 賃金や勤務時間などの労働条件、解雇、退職、いじめやパワハラ等職場で起こる様々な問題について相談を受け助言を行います。(相談内容に応じて他機関等をご紹介する場合もあります。) 特別相談では専門的、高度な相談内容について弁護士による助言を受けることができます。 <相談方法> 電話又は面談。予約は不要。 特別相談は面談。要事前予約。あらかじめ職員による相談を受けて頂きます。 <費用> 無料 <相談日時> 月曜～金曜 9:00～17:45 (土・日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません。時期によっては、時間変更の場合もあります) 特別相談は毎月第4水曜日(祝祭日を除く) 13:30～15:30 <その他> 詳細は各労働相談情報センターにお問い合わせ下さい。
佐世保労働相談情報センター 〒857-8502 佐世保市木場田町3 - 25 長崎県県北振興局商工労政課内 フリーダイヤル 0120(783)369 TEL 0956(25)8110 FAX 0956(22)4441		



長 崎 県 労 働 委 員 会

問 い 合 わ せ 先	利用できる制度	制 度 の 概 要 な ど
長 崎 県 労 働 委 員 会 事 務 局 〒850-0861 長崎市江戸町6 - 5 江戸町センタービル3階 TEL 095(822)2398 FAX 095(825)6387	長崎県労働委員会による個別的 労 使 紛 争 の あ つ せ ん	<制度概要> 労働者個人と使用者との間で生じた紛争を、あっせん員が中立的な立場から、当事者双方の主張を聞きながらお互いの合意点を見だし、歩み寄りによる解決をお手伝いする制度です。 ● あっせん員 原則として、労働委員会の公益委員、労働者委員、使用者委員の三者で構成されます。 ・ 公益委員：公益を代表する委員 弁護士や大学教授など ・ 労働者委員：労働者を代表する委員 労働団体役員など ・ 使用者委員：使用者を代表する委員 会社経営者、使用者団体役員など ● あっせんの打ち切り あっせんは、あくまでも当事者双方の紛争解決への理解と協力に基づく制度です。 このため、合意が困難と判断された場合には、あっせんを打切ることがあります。 ● 秘密厳守 あっせんは非公開で行われ、秘密は守ります。 <費用> 無料 <受付時間> 月曜～金曜 9:00～17:45 (土・日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません。時期によっては、時間変更の場合もあります。) <その他> 労働者個人ではなく、労働組合と使用者との間の紛争については、労働争議の調整手続き又は不当労働行為の救済手続きを利用することになります。 ・ 詳細は長崎県労働委員会事務局にお問い合わせ下さい。 <注意点> 相談業務は行っておりません。

日本司法支援センター（法テラス長崎）

問 い 合 わ せ 先	利用できる制度	制 度 の 概 要 な ど
法 テ ラ ス 長 崎 〒850-0875 長崎市栄町1 - 25 長崎MSビル2F TEL 050(3383)5515 法テラスサポートダイヤル TEL 0570(078)374 ナビダイヤル IP電話から 03(6745)5600	法テラスによる 情 報 提 供	<制度概要> 利用者からの問い合わせに応じて、法的な知識を持った専門の職員が、法的な手続き等に関する情報と、相談機関・団体に関する情報を無料で提供します。 法的トラブルにあい、どのような解決方法があるのか分からない、どこに相談したらよいか分からないという方々に、解決のための道案内をいたします（個々のトラブル等に応じて法的判断を行い、解決策をアドバイスする「弁護士や司法書士による法律相談」とは異なりますのでご注意ください）。 <費用> 無料（電話での問い合わせ時の電話代は利用者負担） <利用可能日・時間> ●法テラス長崎（電話・面談） 月曜～金曜 9:30～12:00 13:30～16:00 （土・日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません） ●法テラスサポートダイヤル（電話） 月曜～金曜 9:00～21:00 土曜 9:00～17:00 （日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません） <その他> 詳細は法テラス長崎にお問い合わせ下さい。
	民 事 法 律 扶 助	<制度概要> 経済的に余裕がない方（注意点記載の基準を満たす方）が法的トラブルにあった時に無料で法律相談を行います。必要な方には審査のうえ、弁護士・司法書士費用の立替えを行います。 <利用方法> 面談（予約制） 電話による法律相談は行っておりません

問 い 合 わ せ 先	利用できる制度	制 度 の 概 要 な ど
		<費用> 法律相談は無料。 弁護士・司法書士費用は立替えですので、分割等の所定の方法でお支払いいただきます。 <問い合わせ日・時間> 月曜～金曜 9：00～17：00 （土・日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません） 相談日は別途ご案内します。 <注意点> 収入・資産が一定基準以下の方が対象となります。要件確認の結果、該当しなかった場合は、他の機関を紹介することがあります。 援助を受けるためには、 月収が一定額以下であること（ 〔 単身者 182,000円以下 〕 〔 2人家族 251,000円以下等 〕 保有資産が一定額以下であること単身者 〔 180万円以下 〕 〔 2人家族 250万円以下等 〕 勝訴の見込みがないとはいえないこと 民事法律扶助の趣旨に適すること 等の条件を満たす必要があります。 弁護士をつけて労働審判や裁判を行う個人の方が対象になります。 <その他> 詳細は法テラス長崎にお問い合わせ下さい。



長 崎 県 弁 護 士 会

問 い 合 わ せ 先	利用できる制度	制 度 の 概 要 な ど
長 崎 法 律 相 談 セ ン タ ー 〒850-0875 長崎市栄町1 - 25 長崎MSビル4F 長崎県弁護士会 T E L 095(824)3903	無 料 法 律 相 談	<利用方法> おひとり20分以内の相談時間。 同一内容につき2回までの相談とさせていただきます。 待ち時間が長いことがあります <相談日時> 火曜日 12:00～14:00 要予約(月曜日13:00(月曜が休日の場合は火曜10:00)からの電話予約が必要 定員(6名)に達した場合、予約受付は終了します) T E L 095(825)9292 <その他> 詳細は長崎法律相談センターにお問い合わせ下さい。
	有 料 法 律 相 談 (土 曜 相 談)	<利用方法> 相談料:30分程度5,000円(税別) (多重債務相談は初回は無料)。 法テラスの相談援助(無料相談)も扱っています。 <相談日時> 土曜日 13:00～16:00 (電話予約制) T E L 095(824)3903 (長崎県弁護士会) 長崎県弁護士会のホームページからインターネット予約も可能です。 <その他> 詳細は長崎法律相談センターにお問い合わせ下さい。
	有 料 法 律 相 談 (民 事 当 番 弁護士制度)	<利用方法> 相談料:30分程度5,000円(多重債務相談は初回は無料) 相談場所:相談担当の各弁護士事務所 予約なしで、長崎県弁護士会(長崎市栄町1—25長崎MSビル4階)にお越しください。 受付後、長崎市内のその日の担当弁護士の事務

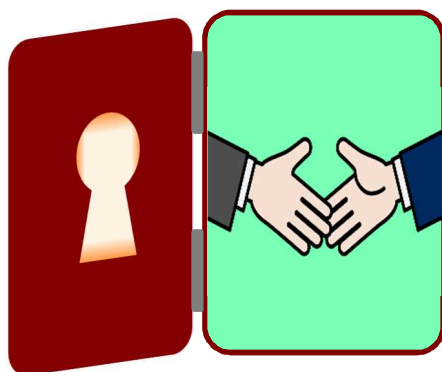
問 い 合 わ せ 先	利用できる制度	制 度 の 概 要 な ど
		所でご相談を受けていただきます。 また、長崎県弁護士会に来所されなくても、弁護士会に電話でお問合せいただければ、その日の担当弁護士の名前と電話番号をお伝えしますので、ご自身でその弁護士に連絡をお取りになり、事務所で相談を受けていただくこともできます。 長崎県弁護士会のホームページからインターネット予約も可能です。 法テラスの相談援助（無料相談）も扱っております。 <相談日時> 月曜～金曜 １０：００～１６：００ TEL ０９５（８２４）３９０３ （長崎県弁護士会） <その他> 詳細は長崎法律相談センターにお問い合わせ下さい。
	夜 間 相 談 （ 夜間民事当番 弁護士制度 ）	<利用方法> 相談料：３０分程度５，０００円（税別）（多重債務相談は初回は無料） 相談場所：その日の担当弁護士の事務所（長崎市内） 法テラスの相談援助（無料相談）も扱っています。 電話予約制です。当日１６時までに予約してください。 長崎県弁護士会のホームページからインターネット予約も可能です。 <相談日時> 水曜日 １７：００～２０：００ （電話予約制） TEL ０９５（８２４）３９０３ （長崎県弁護士会） <その他> 詳細は長崎法律相談センターにお問い合わせ下さい。

問 い 合 わ せ 先	利用できる制度	制 度 の 概 要 な ど
佐 世 保 法 律 相 談 セ ン タ ー 〒857-0806 佐世保市島瀬町4-12 シティヒルズ カズバ2F 長崎県弁護士会佐世保支部 T E L 0 9 5 6 (2 2) 9 4 0 4	有 料 法 律 相 談	<利用方法> 相談料：30分程度5,000円（税別） 相談場所：佐世保市島瀬町4-12シティヒルズカズバ2階（長崎県弁護士会佐世保支部） 法テラスの相談援助（無料相談）も扱っています。 <相談日時> 水・土曜日（第3水曜・祝日除く） 13:00～16:00（電話予約制） T E L 0 9 5 6 (2 2) 9 4 0 4 （長崎県弁護士会佐世保支部） 長崎県弁護士会のホームページからインターネット予約も可能です。
ひまわりホットダイヤル 〒850-0875 長崎市栄町1-25 長崎MSビル4F長崎県弁護士会 T E L 0 5 7 0 (0 0 1) 2 4 0	無 料 法 律 相 談	<制度概要> 中小企業・個人事業主が対象 初回のみ無料相談（ただし、初回相談の場合でも30分を超えた場合は有料相談になります。） 相談場所：相談担当の各弁護士事務所 電話受付後、折り返し担当弁護士からご連絡いたします。 <相談日時> 月曜～金曜 10:00～16:00 T E L 0 5 7 0 (0 0 1) 2 4 0 （全国共通電話番号（地域の弁護士会の専用窓口につながります。））



長 崎 県 社 会 保 険 労 務 士 会

	問 い 合 わ せ 先	利用できる制度	制 度 の 概 要 な ど
長 崎 県 社 会 保 険 労 務 士 会	長 崎 県 社 会 保 険 労 務 士 会 〒850-0027 長崎市桶屋町50-1 杉本ビル3階B TEL 095(824)8230	長崎県社会保険労務士会による 総合労働相談	< 制度概要 > 賃金不払、パワハラ、退職勧奨など労働問題全般に関する疑問に社会保険労務士がお答えします。 < 利用方法 > 電話相談 面談による相談 < 費用 > 無料(電話相談時の電話代は相談者負担) < 受付日時 > 水曜日 9:00～17:00に電話相談、面談による相談を実施しています。 < その他 > 詳細は長崎県社会保険労務士会にお問い合わせ下さい。
	社労士会労働紛争解決センター長崎 〒850-0027 長崎市桶屋町50-1 杉本ビル3階B TEL 095(824)8230	労働紛争解決センターによる あ っ せ ん	< 制度概要 > 主に、労働関係諸法令の専門家である特定社会保険労務士(あっせん員)が職場のトラブル(解雇、賃金問題等)の当事者(労働者・経営者)双方の言い分を聴きとり、協議によって、簡易、迅速、安価に円満解決を図ります。気軽に利用でき、迅速・円満・低廉に解決できる制度です。 < 費用 > 相談無料 申立手数料は有料(平成30年3月31日までは無料) < その他 > 詳細は長崎県社会保険労務士会にお問い合わせ下さい。



発行 労働相談紛争解決制度 長崎県関係機関連絡協議会

長崎労働局雇用環境・均等室

（事務局：長崎市万才町 7-1 住友生命長崎ビル 095-801-0023）

長崎県労働委員会

長崎県長崎労働相談情報センター 長崎県佐世保労働相談情報センター

日本司法支援センター法テラス長崎

長崎県弁護士会

長崎県社会保険労務士会